

## 指定障害福祉サービス事業所 児島自立支援センターひまわり

### 重要事項説明書

(平成27年度版)

当事業所では、多機能事業所として児童発達支援事業・放課後等デイサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の給付決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、児童福祉法第6条の2に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### ◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	1
2. 利用事業所	1
3. サービスに係る設備等の概要	1
4. 従業員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	2
6. 利用者が入院等された場合の対応について	8
7. 非常時の対応	8
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について	8
9. 人権擁護及び虐待防止のための措置	9
10. なんでも相談の受付について	9
11. 虐待相談の受付について	10
11. 重要事項の説明確認	11

社会福祉法人 ひまわりの会  
指定障害福祉サービス事業所 児島自立支援センターひまわり  
当事業所は岡山県の指定を受けています。  
( 指定 第 3350200154 号 )

## 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 ひまわりの会
所在地	岡山県倉敷市福田町福田2122-1
電話番号	086-455-8585
代表者氏名	理事長 山室 義信
法人の設立年月	昭和55年11月11日
e-mail	<a href="mailto:hmwr@po.harenet.ne.jp">hmwr@po.harenet.ne.jp</a>
URL	<a href="http://www.3flower.jp/">http://www.3flower.jp/</a>

## 2. 利用事業所

事業所の種類	平成25年4月1日指定 岡山県3350200154号
事業所の名称と目的	障害福祉サービス事業所 児島自立支援センターひまわり (多機能型)
	児童発達支援・放課後等デイサービス
主たる対象児	特になし
施設の所在地と 連絡先	〒710-0142 倉敷市林1138番地 TEL(086)485-5775 FAX(086)485-2227 E-mail hmwr-kjc@po.harenet.ne.jp
管理者	船 岳 理 恵
児童発達支援管理責任者	船 岳 理 恵
事業所の運営方針	発達に遅れのある乳幼児が日常生活における基本的動作の習得、及び集団生活に適応する事ができるよう、身体や発達の状況に応じて立案した個別支援計画に基づいて、適切かつ効果的な個別、集団療育を行う。
事業所の開設年月	平成20年4月1日
定員	1日10名

## 3. サービスに係る設備等の概要

### (1) 施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
洗面所	2ヶ所	

便所	3ヶ所	
療育・活動室	3ヶ所	
事務・面談室	1ヶ所	
食堂	1ヶ所	
消火その他災害対応	自動火災報知設備、火災通報装置、消火器、煙・熱式感知器	

\* 当事業所では上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス(児童発達支援事業・放課後等デイサービス)のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

## (2)施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所内の設備、器具は本来の用途、使用方法に従ってご利用ください。用途や使用方法に反したご利用により破損、故障等が生じた場合、賠償していただきます。

## 4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	1名		1名
2. 児童発達支援管理責任者	1名	1名		1名
3. 保育士	1.7名	3名	1名	5名
4. 指導員	2.5名	0名	1名	

常勤換算とは：

従業員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従業員の所定勤務時間数(週 40 時間)で除した数です。

たとえば・・・1 日 6 時間、週 5 日勤務の従業員(1 週間で 30 時間勤務)が 3 名いる場合、常勤換算では、2.2 名(6 時間×5 日×3 名÷40 時間=2.2 名)となります。

<主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における最低配置人員)>

職 種	児童発達支援・放課後等デイサービス
	サービス提供時間:9:00~15:30
1. 保育士	4名
2. 指導員	

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- |  |
|--|
| ①障害児通所給付等から給付されるサービス<br>②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕 |
|--|

### (1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、サービス利用料金全体のうち 9 割が障害児通所給付費等の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額といいます)。

なお、障害児通所給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち 9 割が市町村から返還されるものです)

### <サービスの概要>

すべてのサービスは、「児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画」に基づいて行われます。この「児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画」は、利用児の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画」の写しは、利用者に交付いたします。

児島自立支援センターひまわりにおけるサービス提供の内容
-----------------------------

#### i. サービス提供時間について

- 児童発達支援

(月)～(土)

午前 9:00～ 午後 15:30

\* 多機能型事業のため不定期で土曜日も実施。(月予定表に記載)

- 放課後等デイサービス

平日及び土曜、祭日(事業所年間予定表により)・利用定員により受け入れます。

#### ii. 個別療育支援

利用児の身体の状況や発達に応じて個別の支援計画を作成し、それに基づいた療育を実施します。

### iii. 集団療育支援

利用児の発達に応じ、小集団の利点を生かし、レクリエーション活動や日々の集団活動を通じて社会性及び協調性が身につくよう支援します。

### iv. 日常生活習慣支援

適切な技術をもって、利用児の心身の状況に応じて自立支援、日常生活の充実のための介護等を提供します。

…排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。

…着替え、整容等その他日常生活上必要な支援を適切に行います。

### v. 健康管理支援

常に利用児の健康状況に注意し、感染症の予防や定期的消毒を行う。

又、緊急時を含め、医療が必要となる場合は、医療機関もしくは、救急医療機関に通院支援します。また、家族からの申し出があった場合、医療機関の指定に沿った服薬の管理及び介助をします。

\* 利用児が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の嘱託医及び協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)

\* 利用児の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

#### 1) 嘱託医

医療機関の名称	雨宮医院
医院長氏名	雨宮 慎二
所在地	倉敷市北畝4-17-12
電話番号	086-456-2000
診療科	内科・外科・リハビリテーション科
入院設備	なし

#### 2) 指定協力医療機関

医療機関名	連絡先	診療科
山本整形外科医院	485-1435	整形外科・外科ほか

### vi. 相談支援等

当事業所では、常に利用児の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。そのために、児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画に基づき、依頼により、家庭や、保育園、幼稚園、学校等を訪問し、相談支援を行います。又、5日以上利用がない場合に当該利用児の居宅を訪問して、相談支援を行います。

### vii. 送迎

ご希望により片道 30 分の範囲内で送迎をします。但し、送迎職員や送迎車両の確保が困難な場合はお断りする事があります。

### viii. サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

#### ・児童発達支援事業利用の場合

1. 利用されるサービスと料金 * 児童発達支援管理責任者専任加算(2050円) 及び指導員配置加算(1930円)福祉専門職員配置等加算(100円)含む	10,300円
2. うち、介護給付費等が給付される金額	9,270円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)	1,030円

#### ・放課後等デイサービス利用の場合

##### a. 学校等の授業終了後等の利用

1. 利用されるサービスと料金 * 児童発達支援管理責任者専任加算(2050円) 及び指導員配置加算(1930円)福祉専門職員配置等加算(100円)含む	8,900円
2. うち、介護給付費等が給付される金額	8,010円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)	890円

##### b. 学校等の休業日の利用

1. 利用されるサービスと料金 * 児童発達支援管理責任者専任加算(2050円) 及び指導員配置加算(1930円)福祉専門職員配置等加算(100円)含む	10,300円
2. うち、介護給付費等が給付される金額	9,270円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)	1,030円

\* 送迎サービスを利用される場合、片道540円のサービス料金が加わります。その単価(全体額の1割=利用者負担)が自己負担額(片道54円)に加算されます。

- \* 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(10円) 社会福祉士、介護福祉士配置により加算されます。
- \* 欠席時対応加算(94円) 急な欠席の場合、一月に4回まで加算されます。
- \* 家庭連携加算(1時間未満187円)(1時間以上280円)月4回まで希望され、実施した場合加算されます。(保育所、幼稚園への連携も同じです。)
- \* 訪問支援特別加算(1時間未満187円)(1時間以上280円)月2回まで希望され、連続して5日間利用の無い場合に訪問し相談援助を実施した場合加算されます。
- \* 利用者負担上限額管理加算(一月につき150円) 複数の事業所を利用され、利用者負担額合計額の管理を依頼され、行った場合加算されます。
- \* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

※サービス利用の取り消し(キャンセル)について

利用者が急病等により利用を中止された際は、連絡調整や相談支援を行った場合は欠席時対応加算の手続きをさせていただきます(限度は月4回まで)

欠席時対応加算自己負担分	94円
--------------	-----

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

区分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以上の方	0円
一般	市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割が28万円未満を課税されている方	4,600円
	市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割が28万円以上を課税されている方	37,200円

[個別減免について]

- 1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて上表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

(2) (1)以外のサービス ((1)は3頁から6頁に記載)

下記①のサービスについては、障害児通所給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供後、所定の料金を

お支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

種類	内 容	金 額
昼 食	希望により昼食を提供します。	555円
材料費	活動する上で使用する材料費(クッキング等)。	100円/1回
おやつ	活動内容によりおやつの提供をします。	50円/1回
複写物の交付	領収書の発行はできません。	10円/1枚
各種証明書の発行	・在園証明書等 ・領収書が必要な方には発行いたします。	100円/1部
時間外利用料	16時以降の時間延長は日中一時支援事業(タイムケア型)をご利用下さい。	別途タイムケア型料金となります。
	利用開始までの時間[30分未満]	無 料
	〃 [30分以上]	要相談

\* 食事(昼食555円)の提供を希望もお受けしますが、その場合全額自己負担となります。(量的には大人用です。児童量に変更できますが、料金は同額となります。)

※食事サービス利用の取り消し(キャンセル)について

利用児が、食事サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額)	1食あたり(昼食)	555円
------------------	-----------	------

(3)利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>①利用者の指定金融機関の口座からの自動引落としとする方法</p> <p>②直接事業所の窓口でお支払いいただく方法</p> <p>③事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただく方法</p> <p>【指定金融機関】</p> <p>振 込 先:香川銀行倉敷支店</p> <p>口座名義:社会福祉法人ひまわりの会</p> <p>児島自立支援センターひまわり</p> <p>管理者 船岳 理恵</p> <p>口座番号:普通預金 3507982</p> <p>※振り込み手数料は、請求額に含めて振込んでください。</p>
---

## 6. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じ、3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

## 7. 非常時の対応

### <事故発生時の対応>

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- \* 損害賠償保険: 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社  
保険名 福祉事業総合賠償責任保険

### <非常時の対応>

別途定める「児島自立支援センターひまわり消防計画」により、対応いたします。

### <平常時の訓練>

別途定める「児島自立支援センターひまわり消防計画」により、原則年2回以上避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。

### <防 災 組 織>

- ・ 自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・非常通報装
- ・ <消 防 計 画>  
消防署への届出: 毎年4月届出  
防火責任者 : 高見 一彦

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画
  - (2) サービス提供の具体的な内容
  - (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
  - (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由などの記録
  - (5) 利用者からの苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
  - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。  
(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

## 9. 人権擁護及び虐待防止のための措置

### (1) 人権擁護および虐待防止

利用児の支援や援助、介助にあたる職員は、利用児に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

### (2) 身体拘束

当事業所は、利用児の身体拘束を行いません。万一利用児または他の利用児、職員等の生命または身体を保護するため、緊急時やむをえないことがあると予想される場合、家族の「利用児の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けるものとします。

### (3) 個人情報保護

当事業所および職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用児またはその家族の同意を得ます。

事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者に関する情報を洩らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

## 10. なんでも相談の受付について

### (1) 当事業所におけるなんでも相談(苦情・要望等)の受付

当事業所におけるなんでも相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○なんでも相談受付窓口(担当者) 受付日時 平日9:00～17:00

氏名 高見 一彦 [職名] チーフ

連絡先 086-485-5775

○なんでも相談解決責任者 受付日時 平日9:00～17:00

氏名 船岳 理恵 [職名] 児童発達支援管理責任者・管理者

連絡先 086-485-5775

### ○第三者委員

氏名 平松 正臣 [所属] 関西福祉大学 教授

連絡先 070-529-1336 受け付け日時 平日 18:00～20:00

氏名 松尾 忠昭 [所属] 前倉敷市社会福祉協議会 顧問

連絡先 084-455-4488 受け付け日時 平日 19:00～21:00

氏名 石原 昌子 [所属] 法務省 人権擁護委員

連絡先 084-455-8646 受け付け日時 平日 19:00～21:00

◆なんでも相談受付ボックスを事業所玄関来客用下駄箱の上に設置しています。

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

倉敷市障害福祉課	所在地: 倉敷市西中新田640 電話番号: (086)426-3305
----------	--

岡山県運営適正化委員会	所在地:岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 「きらめきプラザ」内 電話番号:(086)226-9400(FAX兼用)
-------------	--

## 11. 虐待(権利擁護)相談受付について

### (1) 当事業所における虐待の受付

当事業所における虐待のご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○虐待受付窓口(担当者) 受付日時 平日9:00~17:00

氏名 高見 一彦 [職名] チーフリーダー

連絡先 086-485-5775

○虐待防止責任者 受付日時 平日9:00~17:00

氏名 船岳 理恵 [職名] 児童発達支援管理責任者・管理者

連絡先 086-485-5775

○虐待防止委員会 委員長 受付日時 平日9:00~17:00

氏名 西江 嘉彰

連絡先 086-455-8585

○虐待防止委員会 委員

氏名 河本 佳枝

連絡先 086-455-8585

○虐待防止外部位員

氏名 平松 正臣 [所属] 関西福祉大学 教授

連絡先 070-5529-1336 \* 平日18:00~20:00

氏名 松尾 忠昭 [所属] 前倉敷市社会福祉協議会 顧問

連絡先 086-455-4488 \* 平日19:00~21:00

氏名 石原 昌子 [所属] 法務省 人権擁護委員

連絡先 086-455-8646 \* 平日19:00~21:00

◆ なんでも相談ボックスで受付家をしておりますので、ご利用下さい。

### (2) 行政機関その他の虐待相談受付機関

倉敷市障害福祉課 受付日時 平日 8:30~17:15

電話番号:(086)426-3305 所在地:倉敷市西中新田640

倉敷市障害虐待防止相談窓口(相談支援センターひまわり)

受付日時 年中無休 24時間

電話番号:(086)446-1511 所在地:倉敷市水島相生町16-6

〈重要事項の説明確認〉

平成 年 月 日

障害福祉サービス事業所(多機能型)児島自立支援センターひまわりが提供するサービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 障害福祉サービス事業所 児島自立支援センターひまわり(多機能型)

説明者職名: \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害福祉サービス事業所(多機能型)に関するサービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の利用開始に同意しました。

〈利用者(保護者)〉

〒

住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印

続柄: \_\_\_\_\_

〈利用児〉

住所: \_\_\_\_\_

\* 保護者と同じ場合は、「同上」とご記入ください。

氏名: \_\_\_\_\_